北九州市立消費生活センターヤング消費者トラブル情報 3号



年齢確認ボタンをタップしただけで、

突然登録完了に!?

<相談事例>

スマホでインターネット閲覧中に、画面上に出た年齢確認ボタンをタップした。すると登録完了になったため、あわてて電話し退会を希望した。業者から「退会するには25万円分電子マネーで支払いが必要」と言われたが、支払わなければいけないのだろうか。(20代女性)

●年齢確認ボタンをタップしただけでは契約は成立していません。

インターネット上で、事前に料金の説明がない請求や、タップすることが契約になるとの説明がない場合、及びインターネット上での契約を行う際に、利用者が申込内容の確認や訂正が出来ない場合、契約の無効を主張できます。契約は成立していないので、お金を支払う義務はありません。

●安易にタップしたり、あやしいサイトにアクセスしてはいけません。

安易に年齢確認ボタン等をタップしたり、興味本位であやしいサイトにアクセス したりすると、トラブルに巻き込まれる危険性が高いので、絶対にやめましょう。

●あわてて業者に連絡してはいけません。

通常、年齢確認画面をタップしただけでは、個人情報は業者に伝わりません。あわてて業者に連絡することで、相手に着信履歴やメールアドレスが残り、自分の連絡先を教えてしまうことになります。同意した覚えのないサイト登録からの請求は無視しましょう。

●不安や疑問を感じたら相談しましょう。

一人で解決しようとせず、家族や消費生活センターに相談しましょう。



※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。 予約電話および電話での相談は、戸畑相談窓口**な**861-0999へ。

消費者ホットライン全188(あなたの地域の消費生活センターにつながります。

